

東松山市

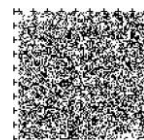
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月

東松山市



はじめに



本市では、平成10年に「市民福祉プラン・ひがしまつやま」を策定し、以来、多くの関係者のご支援をいただきながら、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく暮らせる「共生社会の実現」に取り組んでまいりました。

この市民福祉プラン（東松山市障害者計画）は、平成29年には第三次の策定を数え、当初の理念を引き継ぎつつ、地域が障害のある人を包容し、障害のある人がその人らしく生活できるよう、住まい・学び・働き方などの分野ごとに障害福祉施策の基本的な事項を定めています。

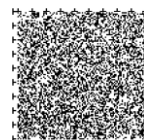
本計画では、第三次市民福祉プランの基本理念や基本方針に基づき、施設や病院に入所・入院している人の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労に向けた支援、障害のある子どもへの支援体制の構築、障害のある人の自己選択と自己決定を支援するための相談体制の強化など、障害福祉施策推進の方向性や障害福祉サービスに関する目標を設定いたしました。

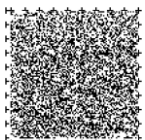
令和3年度よりスタートする本市の最上位計画「第五次東松山市総合計画」の後期基本計画には、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）がまちづくりの視点として取り込まれています。SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、後期基本計画で掲げた本市の目指すべきまちの姿のひとつである「障害の有無にかかわらず、個性と能力を発揮し自分らしく安心して暮らせるまち」と通底するものです。後期基本計画の関連計画に位置付けられた本計画の目標の達成を目指し、今後も多くの市民の皆様や関係機関の皆様と協働し、施策を実施してまいります。

結びに、本計画策定にあたり、熱心かつ慎重にご審議いただきました東松山市障害者計画等策定委員会の皆様をはじめ、計画推進にご尽力をいただいております東松山市地域自立支援協議会の皆様、アンケートなどを通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に深く感謝を申し上げますとともに、本計画の推進に引き続いてのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

東松山市長 森田 光一





目次

序章

1	計画の位置づけ	2
2	計画期間	2
3	障害のある人の状況	3
4	基礎調査の結果	8
5	計画の推進	9
6	計画の点検及び評価	14

第1章 計画の基本的理念

1	第三次市民福祉プランにおける基本的理念及び基本方針	18
2	本計画の基本的理念	20

第2章 計画の目標値

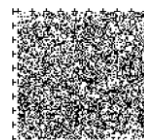
目標1	施設入所者の地域生活への移行	26
目標2	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	29
目標3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	32
目標4	福祉施設から一般就労への移行	35
目標5	障害児支援の提供体制の整備等	38
目標6	相談支援体制の充実・強化等	42
目標7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築	45

第3章 サービス必要見込み量

1	訪問系サービス	48
2	日中活動系サービス	50
3	居住系サービス	55
4	相談支援	57
5	障害児支援	59
6	発達障害者等支援	64
7	地域包括ケアシステムの構築	65
8	相談支援の提供体制の確保	67
9	地域生活支援事業その他	69

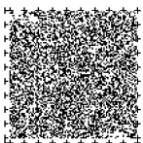
参考資料

1	東松山市障害者計画等策定委員会条例	74
---	-------------------	----

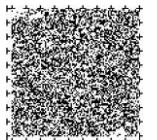


2 東松山市障害者計画等策定委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・76

表紙写真 「ゆっくりウォーク 風景」



序 章



1 計画の位置づけ

法令の根拠

この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画に当たり、国の基本指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号、最終改正令和 2 年厚生労働省告示第 213 号）に即して障害福祉サービス、障害児通所支援サービス等の提供体制の確保や円滑な実施について定めます。

市政における位置づけ

この計画は、市政の最上位計画である「第五次東松山市総合計画後期基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」の健康福祉分野における関連計画に位置付けられ、障害者基本法に基づき市の障害者施策に関する基本的事項を定めた「第三次市民福祉プラン【東松山市障害者計画】」の考えに基づき定めるものです。

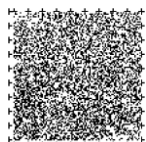
また、「第二次東松山市地域福祉計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」や「第 2 期ひがしまつやま子ども夢プラン【東松山市子ども・子育て支援事業計画】（令和 2 年度～令和 6 年度）」といった関連計画との整合も図っています。

2 計画期間

計画期間は、国の基本指針に即して、令和 3 年度から令和 5 年度までとします。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者計画	第三次市民福祉プラン									
障害福祉計画		第 5 期計画			第 6 期計画			第 7 期計画		
障害児福祉計画		第 1 期計画			第 2 期計画			第 3 期計画		

※ 障害福祉計画と障害児福祉計画は一体として策定します。



3 障害のある人の状況

障害者手帳所持者の推移

本市における障害者手帳所持者は、令和元年度末時点で 4,102 人となっており、全体としてやや増加傾向にあります。内訳では療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者数が伸び、身体障害者手帳所持者数に大きな変化はみられません。また、自立支援医療（精神通院）¹の利用者が 2 年間で 124 人増加し高い伸びを示しています。

障害者手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者及び指定難病²等医療受給者の合計が人口に占める割合は、約 6.8% となっており、そのうち 4 割以上が身体障害者手帳所持者となっています。

表 1 障害のある人の状況

(人・世帯)

現在	手帳所持者数				自立支援医療 (精神通院)	指定難病等 医療	合計	(参考) 人口	(参考) 世帯数
	身体障害者 手帳	療育手帳 (知的)	精神障害者保 健福祉手帳	小計					
H29 年度末	2,621	693	716	4,030	1,211	677	5,918	90,033	39,315
H30 年度末	2,631	714	741	4,086	1,314	719	6,119	90,207	40,026
R 1 年度末	2,619	728	755	4,102	1,335	734	6,171	90,187	40,557

資料：東松山市福祉事務所

¹ 障害者総合支援法に基づき、手帳の有無にかかわらず、精神疾患のため、通院による精神医療を継続して受ける人を対象に、医療費の自己負担を軽減するものです。

² 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費助成の対象となる疾患で、令和元年 7 月時点では 333 疾患が指定されています



表2 総人口に占める障害のある人の割合 (%)

現在	身体障害者手帳	療育手帳(知的)	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療(精神通院)	指定難病等医療	計	サービス支給決定者
H29年度末	2.91	0.77	0.80	1.35	0.75	6.58	0.69
H30年度末	2.92	0.79	0.82	1.46	0.80	6.79	0.73
R1年度末	2.90	0.81	0.84	1.48	0.81	6.81	0.83

資料：東松山市福祉事務所

身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の内訳をみると、部位別では内部障害の人が増加傾向にあります。また、身体障害者手帳所持者の中での高齢者の割合をみると、平成29年度以降は約70%を占めています。

なお、内部障害の内訳をみると、「心臓」「じん臓」「ぼうこう又は直腸」が大部分を占めています。

表3 級別身体障害者手帳所持者数 (人)

現在	総数	内訳						18歳未満	18歳以上
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
H29年度末	2,621	877	399	401	653	133	158	59	2,562
H30年度末	2,631	900	394	394	636	136	171	60	2,571
R1年度末	2,619	926	383	379	624	133	174	57	2,562

資料：東松山市福祉事務所

表4 部位別身体障害者手帳所持者数 (人)

現在	総数	内訳					65歳以上	高齢者割合
		視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害		
H29年度末	2,621	149	229	42	1,410	791	1,831	70%
H30年度末	2,631	146	238	42	1,395	810	1,835	70%
R1年度末	2,619	146	236	32	1,360	845	1,846	70%

資料：東松山市福祉事務所

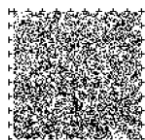


表5 内部障害別身体障害者手帳所持者数

(人)

現在	心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう 又は直腸	小腸	免疫	肝臓	計
H29年度末	353	259	27	133	4	13	2	791
H30年度末	367	271	28	125	5	11	3	810
R1年度末	379	265	37	148	2	11	3	845

資料：東松山市福祉事務所

療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数については、増加傾向が続いています。

表6 程度別療育手帳所持者数

(人)

現在	総数	内訳				18歳 未満	18歳 以上
		マルA	A	B	C		
H29年度末	693	157	169	214	153	133	560
H30年度末	714	160	172	218	164	140	574
R1年度末	728	155	174	219	180	144	584

資料：東松山市福祉事務所

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

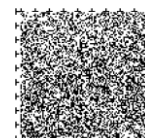
精神障害者保健福祉手帳所持者数については、増加傾向が続いています。

表7 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

(人)

現在	総数	内訳			18歳 未満	18歳 以上
		1級	2級	3級		
H29年度末	716	67	465	184	5	711
H30年度末	741	73	471	197	12	729
R1年度末	755	78	478	199	22	733

資料：東松山市福祉事務所



自立支援医療（精神通院）利用者数の推移

自立支援医療（精神通院）利用者数については、増加傾向にあり、気分障害³が大幅に増加しています。

表8 自立支援医療（精神通院）利用者数 (人)

現在	総数	内訳					18歳未満	18歳以上
		統合失調症 ⁴	気分障害	神経症 ⁵	てんかん	その他 ⁶		
H29年度末	1,211	342	411	95	62	301	19	1,192
H30年度末	1,314	421	499	116	80	198	32	1,282
R1年度末	1,335	407	524	113	80	211	20	1,315

資料：東松山市福祉事務所

指定難病等医療給付受給者の推移

指定難病による受給者数については、増加傾向が続いています。

表9 指定難病等医療給付受給者数 (人)

現在	総数	内訳	
		指定難病等	小児慢性特定疾病 ⁷
H29年度末	677	575	102
H30年度末	719	613	106
R1年度末	734	623	111

資料：東松山保健所

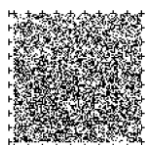
3 気分と感情の変動により特徴づけられる精神疾患で、うつ病や双極性障害などがあります。

4 幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患で、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすいという特徴があります。

5 心因(心理・社会的環境要因)による心身の機能障害で不安神経症、強迫神経症、心気神経症、抑うつ神経症などがあります。

6 先天異常、頭部外傷、変性疾患、新生物、中毒、中枢神経の感染症、膠原病や内分泌疾患を含む全身疾患による中枢神経障害等を原因として生じる精神疾患である「器質性精神障害」や自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害である「発達障害」などがあります。

7 児童福祉法に基づき医療費助成の対象となる18歳未満の子どもの慢性疾患で、令和元年7月時点では762疾患が指定されています。



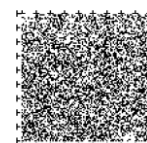
サービス支給決定者数の推移

サービス支給決定者数については、増加傾向が続いています。

表10 サービス支給決定者数 (人)

現在	児童	身体障害	知的障害	精神障害	特殊の疾病	計
H29年度末	97	111	262	151	0	621
H30年度末	112	118	276	154	0	660
R1年度末	127	136	300	184	0	747

資料：東松山市福祉事務所



4 基礎調査の結果

アンケート調査の実施

この計画の策定に当たり地域での生活や障害福祉サービスの利用ニーズを把握するため、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

調査期間

令和2年7月11日（土）から令和2年8月3日（月）まで

調査基準日

令和2年7月1日

調査方法

郵送配付、郵送回収

調査対象者

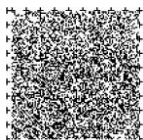
障害者手帳所持者 1,000人

対象者内訳

身体障害者手帳所持者（難病患者を含む）	332人
療育手帳所持者	381人
精神障害者保健福祉手帳所持者 （高次脳機能障害者を含む）	287人

発送・回収の状況

発送数	有効回収数	有効回収率
1,000件	568件	56.8%



5 計画の推進

この計画は、当事者を含む市民、事業者と行政との協働によって推進します。障害福祉計画及び障害児福祉計画は障害福祉サービスの提供体制に係る計画ですが、障害のある人の生活を地域全体で支えるためには、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関や民生委員・児童委員など地域の人々との連携が不可欠です。このことを踏まえ、地域自立支援協議会の活動を中心に関係機関や地域の人々との連携を進め、計画を推進します。

東松山市地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に規定される協議会で、市と障害者福祉に係る関係機関が障害のある人への地域における支援体制に係る課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行います。

東松山市地域自立支援協議会の所掌事項

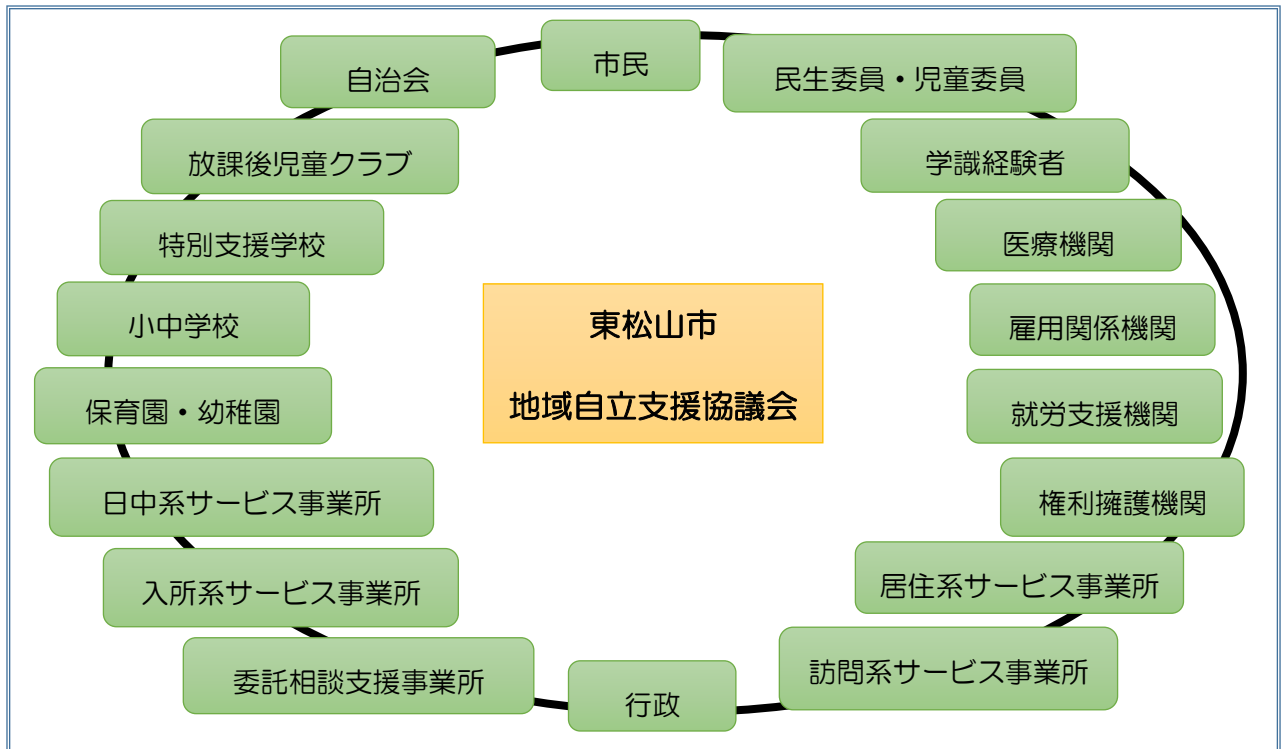
- 市民福祉プラン及び障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況の評価及び進捗管理
- 相談支援の中立性・公平性の確保
- 関係機関職員等への研修
- 当事者と地域との関係づくり
- 新たな地域課題への対応
- 地域の関係機関の連携
- 関係機関の業務上課題となった事項への対応



東松山市地域自立支援協議会の構成

市民、委託相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、学校、関係団体、関係機関、行政等で構成されています。

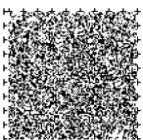
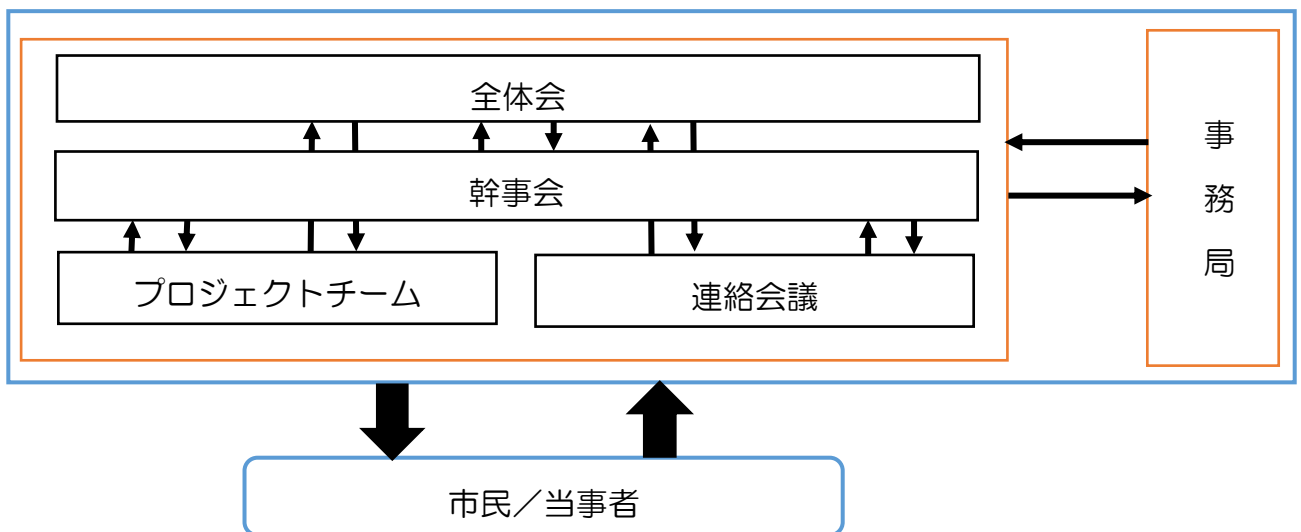
図1 東松山市地域自立支援協議会の構成



東松山市地域自立支援協議会の組織

全体会、幹事会、プロジェクトチーム・連絡会議から成り立っています。

図2 東松山市地域自立支援協議会の組織



全体会は、構成メンバーの代表者や公募の市民で組織し、協議会の所掌事項のうち重要な事項について協議します。

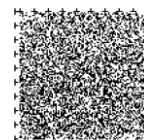
幹事会は、構成メンバーの実務担当で組織し、全体会への付議に関することや所掌事項の取扱いについて調整します。

プロジェクトチームは、全体会、幹事会の委員その他必要と認められる者で組織し、所掌事項について必要な資料の収集及び研究を行います。

連絡会議は、プロジェクトチームの活動により明らかになった課題の解決を図る組織で、参加者はそれぞれの設置要領で定められています。「東松山市障害者進路支援連絡会議」及び「東松山市障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議」が活動しています。

表1 1 東松山市地域自立支援協議会プロジェクトチーム・連絡会議

- 災害対策検討プロジェクト
- 医療・福祉連携プロジェクト
- 地域生活支援拠点事業連絡会議
- 障害者進路支援連絡会議
- 障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議



比企地域自立支援協議会

比企地域自立支援協議会は、比企地域における相談支援事業の中立・公平な運営の確保、関係機関の連携並びに社会資源の開発及び改善等の推進を目的として、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町及び東秩父村の比企地域 7 町村と共同で設置している障害者総合支援法第 89 条の 3 に規定される協議会です。

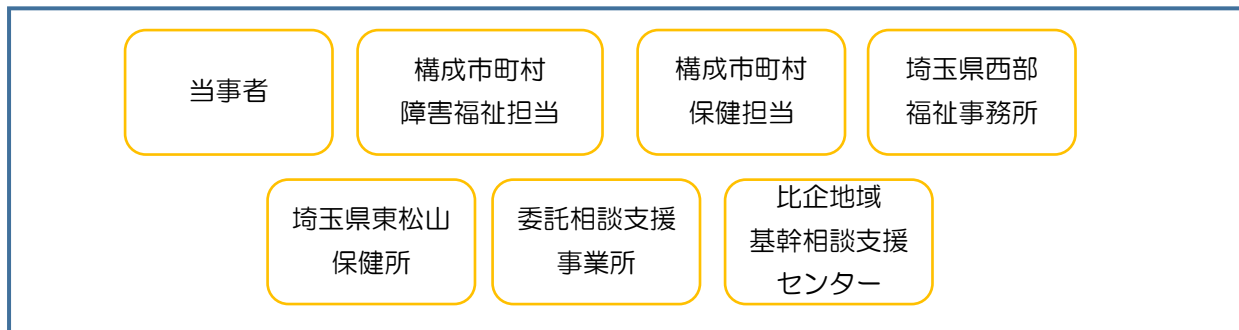
比企地域自立支援協議会の所掌事項

- 相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること
- 地域の関係機関の連携に関すること
- 社会資源の開発及び改善等に関すること
- 広域的課題に関すること

比企地域自立支援協議会の構成メンバー

障害のある人、埼玉県西部福祉事務所、埼玉県東松山保健所、委託相談支援事業所、比企地域基幹相談支援センター、行政で構成されています。

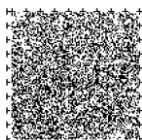
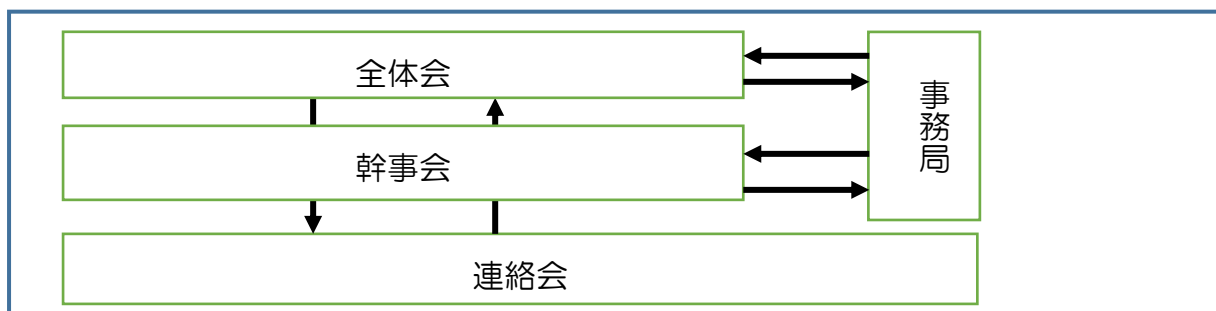
図3 比企地域自立支援協議会の構成



比企地域自立支援協議会の組織

全体会、幹事会、連絡会から成り立っています。

図4 比企地域自立支援協議会の組織



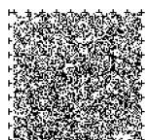
全体会は、構成市町村の障害福祉担当課長・保健担当課長、埼玉県西部福祉事務所の責任者、埼玉県東松山保健所の責任者、委託相談支援事業所の責任者及び比企地域基幹相談支援センターの責任者で構成され、所掌事項のうち重要な事項について協議を行います。

幹事会は、構成市町村の障害福祉実務担当者・保健実務担当者、埼玉県西部福祉事務所実務担当者、埼玉県東松山保健所実務担当者、委託相談支援事業所相談員、基幹相談支援センター担当者及び当事者で構成され、所掌事項の調査・研究・協議を行います。

連絡会は、幹事会委員及び関係機関の実務担当者で構成され、以下の4つの連絡会を設置しています。

表12 比企地域自立支援協議会連絡会

- 障害福祉サービス事業所連絡会
- 委託相談支援事業所連絡会
- 精神障害者の安心した地域生活を支える連絡会
- 障害者就労支援連絡会



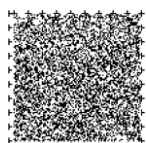
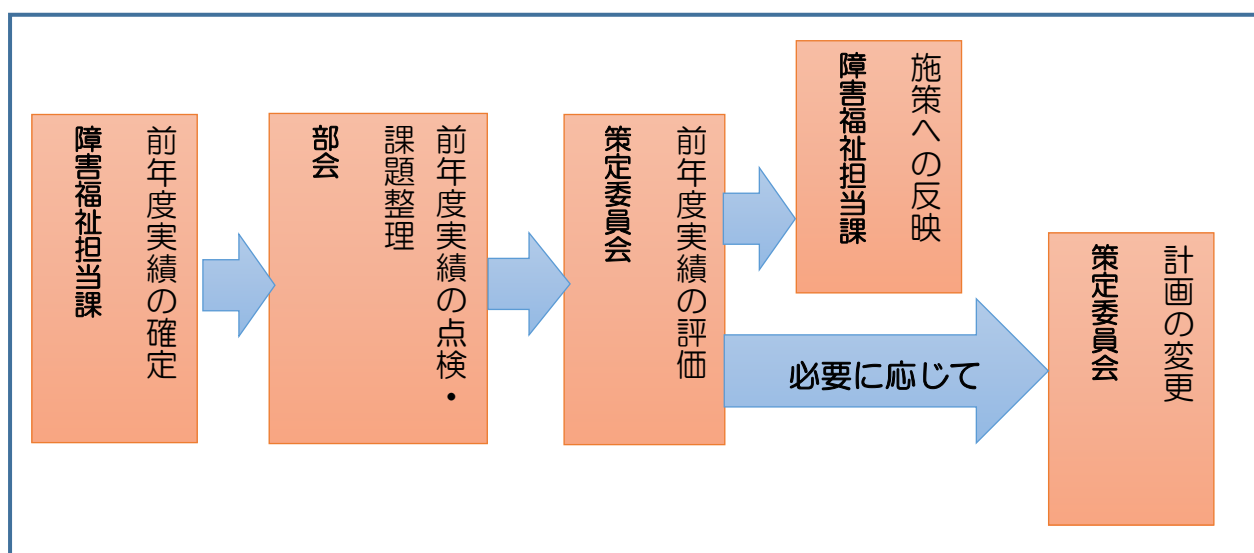
6 計画の点検及び評価

この計画の点検及び評価は、計画を策定する東松山市障害者計画等策定委員会及び東松山市地域自立支援協議会にて行います。

東松山市障害者計画等策定委員会による点検及び評価

障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定、変更等を所掌事務とする東松山市障害者計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）では、実務担当者で構成される部会にて各年度の実績について点検し、課題を整理した上で、策定委員会で評価を行います。また、必要に応じて、計画の変更について審議します。

図5 策定委員会における点検及び評価のフロー



東松山市地域自立支援協議会による点検及び評価

東松山市地域自立支援協議会の所掌事項の中に“障害福祉計画等の進捗状況の評価及び進捗管理に関すること”があります。東松山市地域自立支援協議会では、実務担当者で構成される幹事会にて各年度の実績について点検し、課題を整理した上で、全体会で評価を行います。

図6 東松山市地域自立支援協議会における点検及び評価のフロー

